

飛鳥村長選挙・飛鳥村議会議員補欠選挙のお知らせ

●投票日および投票時間

3月29日(日)
午前7時～午後8時

●投票場所

飛鳥投票区 中央公民館ホール
大宝投票区 大宝八島集会所
政成投票区 新政成一時避難所

●告示日(立候補届出日)

3月24日(火)

●住所要件

令和元年12月23日以前から引き続き村内に住んでいる人で、選挙人名簿に登録されている人

※本村の選挙人名簿に登録されている方が、他の市町村へ転出した場合には、投票することができませんので、ご注意ください。

●年齢要件

平成14年3月30日以前に生まれた人(投票日現在で満18歳以上の人)

●期日前投票

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所で投票することが原則となっていますが、投票日に仕事

や旅行などの理由で投票所に行けない人のために、期日前投票制度が設けられています。

投票所入場券裏面への期日前投票宣誓書の記入について

本村では、期日前投票宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷してあります。

事前にご自宅等で住所や氏名等をご記入いただくことにより、

期日前投票所での受付がスムーズに済みます。期日前投票される場合は、投票所入場券裏面の

宣誓書にご記入いただき、期日前投票所へお持ちください。

なお、選挙当日に投票される方は、期日前投票宣誓書への記入は不要です。

期日前投票期間

3月25日(水)～28日(土)
午前8時30分～午後8時

投票場所

飛鳥村役場 1階 事務室

※投票所入場券を紛失したり、届かなかつた場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権を有して

いれば、投票所入場券がなくても投票所で投票ができます。投票所で受付の職員にお申し出ください。

●不在者投票

本村以外の選挙管理委員会での投票や病院・老人ホーム等の指定施設での投票をすることができきる制度です。

不在者投票期間

3月25日(水)～28日(土)

本村以外の選挙管理委員会で投票を行う場合

宣誓書・請求書に必要事項を記入のうえ、飛鳥村選挙管理委員会へ提出してください。(宣誓書・請求書用紙は飛鳥村選挙管理委員会へ請求してください。)

宣誓書・請求書が飛鳥村選挙管理委員会に届きましたら住所地(滞在地)へ投票用紙や不在者投票証明書を送付しますので、

到着後、最寄りの選挙管理委員会へ不在者投票をしてください。

病院や指定施設での投票の場合

病院や施設の方に申し出てくださ。病院、施設が投票用紙などの請求を行いますので、病院施設の指示に従って投票を行ってください。

※投票用紙等の請求は告示日前でも行うことができます。

なお、投票用紙等のやりとりは時間がかかりますので、お早め

●郵便等による不在者投票

にお手続きをしてください。身体に重度の障がいがあり、投票所を訪れて投票することができない方のために、郵便により投票ができる制度です。ただし、

身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳の交付または介護保険の要介護認定を受けている方で次の方が該当となります。

※投票用紙の請求は3月25日(水)が期限となりますので、お早めにお手続きをしてください。

郵便等による不在者投票のできる方

交付手帳等名 障害等の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の被保険者証
両下肢・体幹 移動機能	1級または2級	特別項症から第2項症まで	—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで	—
肝臓 免疫	1級から3級まで	—	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

代理記載のできる方

(郵便等による不在者投票のできる方のうち、下表に該当する方)

交付手帳名 障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢または視覚	1級	特別項症から第2項症まで

●問合せ先

飛鳥村選挙管理委員会(総務部 総務課)



女性の活躍促進宣言 を行いました

本村では、女性職員がいきいきと活躍できる職場づくりを推進するため、2月5日に「女性の活躍促進宣言」を行いました。本村はこの宣言にのっとり、次のとおり取り組みます。

- ① 時間外勤務の縮減によるワークライフバランスの推進を図ります。
- ② 継続的な女性職員の採用に努めます。
- ③ 男性職員の育児参加のための特別休暇の取得促進を図ります。
- ④ 能力・意欲の高い女性職員を管理職に積極的に登用します。

子ども医療費受給者証についてのお願い

子ども医療制度では、お子様の18歳到達後の最初の3月末で医療費受給の資格が喪失します。「子ども医療費受給者証」の有効期間が、令和2年3月31日までのお子様は、3月末で資格が喪失するこ

とに伴い、受給者証を使用することができなくなります。

なお、有効期間の過ぎました「子ども医療費受給者証」は、返却の必要はありませんので、ご自宅で破棄してください。

● 問合せ先

民生部住民課

防犯対策補助金のお知らせ

本村では、防犯対策を実施した場合、2分の1(上限2万円)を上限に補助金を交付しています。

対象としては、防犯カメラ・センサーライトなどです。

ただし、防犯対策を実施した年度末までに申請が必要です。

● 申請期限

令和元年度に購入したものは令和2年3月31(火)

● 問合せ先

総務部総務課

ごみ集積所における不法投棄等の監視・指導について

現在、村内のごみ集積所に、不法投棄やルールが守られていないごみが出されていることが多数見受けられます。

こうしたごみが出されると、収集車に回収されずにそのままごみ集積所に溜まっていきます。その結果、ごみがボックスに入りきらずにカラスに荒らされたり、景観を悪化させてしまったりすることがあります。

不法投棄やルールが守られていないごみを監視・発見したときは、出した人を特定し指導させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また、循環型社会の形成推進のため、空き缶やびんなどの資源ごみはごみ集積所には出さず、エコプラザに持ち込んでください。



不燃ごみ袋に入った空き缶(資源ごみ)



カラスに荒らされたごみ

高齢者・障がい者の方にタクシー料金の一部を助成します

高齢者等福祉タクシー

●対象者

- 在住の65歳以上の方で次のいずれかに該当する方
- ・介護保険で要介護または要支援認定を受けた方
 - ・ひとり暮らしの高齢者
 - ・高齢者のみの世帯
- ※ただし、施設入所者は除く

心身障害者(児)福祉タクシー

●対象者

- 在住の方で次のいずれかに該当する方
- ・身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障害を有する方
 - ・療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ※ただし、施設入所者は除く

共通事項

●助成内容

- ・利用券(年間36枚)は、1回の乗車につき1枚利用できます。
- ・1枚の上限は1,500円です。また、迎車回送料金として200円上乗せできます。ただし、リフト付きタクシーは、初乗運賃相当額と迎車回送料金(200円)を助成します。

●申請手続き

- ・窓口にて申請書を記入の上、提出してください。即日交付します。
- ・その際、介護保険被保険者証または各種手帳を提示してください。

●申請期間

4月1日(水)から随時受付します。

2019年度に利用券の交付を受けた方未使用の利用券をお持ちの場合は、お早目にご使用ください。有効期限が過ぎた利用券は福祉課まで返還してください。
《2019年度利用券の有効期限》
 令和2年3月31日(火)

- 申請場所および問合せ先 すこやかセンター内福祉課

ご存知ですか「飛島村結婚祝金」

本村では、新たに夫婦となった二人の門出を祝うとともに、本村の少子化対策、定住促進を図るため、結婚祝金を支給しています。まだ支給を受けていない方は、ぜひ申請してください。

♡ 支給対象者

- ・平成26年4月1日以降に婚姻届を出された方
- ・婚姻届が受理された日現在、夫婦あるいはどちらか一方が40歳以下の方
- ・婚姻届を提出してから1年以内に夫婦で同一世帯として本村に住民登録を行った方
- ・住民登録を行った日から継続して6か月以上経過した方

♡ 支給申請

結婚祝金支給申請書を記入のうえ、戸籍謄本等を添えて申請してください。

♡ 交付金額

夫婦1組につき 5万円

♡ 問合せ先

民生部住民課





セントレア開港15周年ありがとうヒコーキ (平日限定国内線往復航空券プレゼント)

セントレアは地域の皆様に支えていただき、2020年2月17日に開港15周年を迎えました。日頃の感謝の気持ちを込めて、「15周年ありがとうヒコーキ」企画として、国内線往復航空券をプレゼントいたします。



- **応募条件** 代表者が村内在住で20歳以上の方
行き先で写真撮影し、体験記を作成し提出できる方
作成した体験記を広報誌等に掲載可能な方
- **行き先** セントレアから直行便が就航している国内空港のうち1空港
- **訪問時期** 5月11日～7月17日(平日のみ)
- **定員** 4名程度(抽選)※グループでの応募可(最大4名まで)
- **料金** 航空運賃以外の交通費等は自己負担
- **応募期限** 3月18日(水)午後6時
- **応募方法** 次のURLまたは2次元バーコードから
応募フォームにアクセスし応募
<https://forms.gle/CzbcE8GJjdHUwuHYA>
- **問合せ先** セントレア開港15周年事務局 15shunen@cjiac.co.jp



救命講習会参加者募集

誰もがいつ、どこで病気やけがなどで倒れるか分かりません。倒れている人には一刻も早い救命処置が必要です。そこにいるあなたにしか救えない命があります。ぜひこの講習会に参加して心肺蘇生法を学びましょう。

普通救命講習Ⅰ(3時間コース)

● **日 時** 3月15日(日)
午前9時～正午

● **場 所** 海部南部消防組合消防署(飛鳥村)

● **内 容**

- ・成人を対象にした心肺蘇生法
- ・AEDの使用方法
- ・止血法

● **定 員** 32名

● **対 象** 在住(小学5年生以上)または在勤の方

● **受講料** 無料

● **申込方法** 電話で受け付けています。なお、定員になり次第締め切らせていただきます。

※講習修了者には、修了証を発行します。

● **申込み・問合せ先**

海部南部消防組合消防本部消防課

☎ 52-3111

FAX 52-3114